

発日高第2007号
令和6年2月13日

各地域密着型通所介護事業所 管理者 様
各居宅介護支援事業所 管理者 様
各地域包括支援センター 管理者 様

日向市 高齢者あんしん課
課長 児玉秀雄
(公印省略)

地域密着型通所介護サービス提供時間を短縮した場合の取扱いについて

平素から、介護保険制度の円滑な運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標題の取扱いにつきまして、令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3 令和3年3月26日) において示されておりましたが、この度、改めて当該通知にて、下記のとおり、市の基本的な考え方を整理しましたので、通知します。

各事業者におかれましては、取扱いの内容をご確認いただき、適正に取り扱うよう、関係職員等に周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 地域密着型通所介護サービス提供時間を短縮した場合の取扱いについて

・添付資料

地域密着型通所介護サービス提供時間を短縮した場合の所要時間区分の考え方
地域密着型通所介護のサービス提供時間について

2. ホームページ掲載場所

日向市ホームページ>健康・医療・福祉>年金・保険「介護保険」>介護保険事業者の方へ

3. 備考

(通常規模型) 通所介護サービス提供時間を短縮した場合の取扱いにつきまして、宮崎県 長寿介護課 居宅担当者にお問い合わせください。

お問い合わせ先

高齢者あんしん課 介護認定係
担当 稲田 智代美
TEL 52-2111(内線)2715